

笛吹市告示第 153 号

笛吹市まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 2 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する  
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会不安の解消及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本市から東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県のみん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の実施区域(以下「まん延防止等重点措置等の実施区域」という。)に通勤又は通学する者が受けた新型コロナウイルス感染症検査に要した費用の一部について補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、市内に居住する者であって、別表の区域ごとに掲げる期間に自発的に新型コロナウイルス感染症検査を受けた次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 別表に掲げる区域に存在する企業等に通勤する者

(2) 別表に掲げる区域に設置されている学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設であって市長が適当と認めるものに通学する者

(補助対象費用及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付対象となる費用は、新型コロナウイルス感染症検査に要する費用とし、補助金は 1 人につき別表に掲げる回数を上限として交付するものとする。

2 補助金の額は、検査 1 回につき、前項に規定する費用の 2 分の 1 の額又は上限 1 万 5 千円のいずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

又は補助対象者の保護者(第2条第2号の保護者に限る。)は、まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、令和3年9月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症検査の領収書の原本
- (2) 新型コロナウイルス感染症検査の結果の写し
- (3) 通勤先が分かる証明書の写し又は学生証の写し
- (4) 補助金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第7条 市長は、補助金の交付に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月12日から適用する。
- 2 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月12日から適用する。

- 3 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年6月21日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条関係)

区分	区域		期間	回数
1	東京都	23区、武蔵野市、立川市、八王子市、町田市、調布市、府中市	令和3年4月12日から 令和3年5月11日まで	2回
	埼玉県	さいたま市、川口市	令和3年4月20日から 令和3年5月11日まで	
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市		
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市		
2	東京都	区分1に掲げる区域以外の市町村	令和3年4月25日から 令和3年5月11日まで	1回
	埼玉県	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年4月28日から 令和3年5月11日まで	
	千葉県	千葉市、野田市、我孫子市、流山市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市		
	神奈川県	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市		

3	東京都	区分1及び区分2に掲げる区域	令和3年5月12日から 令和3年5月31日まで	1回
	埼玉県			
	千葉県			
3	神奈川県	区分1及び区分2に掲げる区域並びに横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山市及び寒川町		
4	東京都	区分1、区分2及び区域3に掲げる区域	令和3年6月1日から 令和3年6月20日まで	1回
	埼玉県			
	千葉県			
4	神奈川県	区分1、区分2及び区域3に掲げる区域並びに平塚市、小田原市、秦野市		
5	東京都	23区、檜原村・奥多摩町を除く多摩地域の市町	令和3年6月21日から 令和3年7月11日まで	1回
	埼玉県	さいたま市、川口市		
	千葉県	千葉市、市川市、浦安市、習志野市、船橋市、松戸市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市		
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市		
6	東京都	全域	令和3年7月12日から 令和3年8月31日まで	3回
	埼玉県	さいたま市、川口市		
	千葉県	千葉市、市川市、浦安市、習志野市、船橋市、松戸市、市原市、成田市、柏市		
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市		

7	埼玉県	川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町	令和3年7月20日から 令和3年8月31日まで	3回
	千葉県	八千代市、鎌ヶ谷市	令和3年7月19日から 令和3年8月31日まで	
	神奈川県	区分6に掲げる区域以外の市町	令和3年7月22日から 令和3年8月31日まで	
8	埼玉県	区分6及び区分7に掲げる区域以外の市町村	令和3年8月2日から 令和3年8月31日まで	2回

様式第1号(第4条関係)

まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号

笛吹市まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

1 新型コロナウイルス感染症検査受検者

氏名		生年月日	年 月 日
住所		電話番号	
通勤している企業等 (通勤者の場合)	企業名 所在地		
通学している学校 (学生の場合)	学校名 ( 学年) 所在地		

2 検査結果

検査年月日	検査実施期間	検査区分	検査結果
年 月 日		PCR 検査・抗原定量検査	陰性・陽性

3 検査費用及び申請額等

検査費用	円	申請額(請求額)	円
------	---	----------	---

申請額は、検査1回当たり検査費用の額の2分の1の額又は上限1万5千円のいずれか少ない方の額

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

5 添付書類

- 検査の領収書の原本  検査結果の写し  通勤先が分かる証明書の写し(通勤者の場合)  
 学生証の写し(学生の場合)  振込口座が確認できる通帳等の写し

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市長



まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する  
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、笛吹市まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 備考

笛吹市まん延防止等重点措置等の実施区域への通勤通学者に対する新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の返還を求める場合があります。